

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和2年9月22日 09時00分ごろ
発生場所	静岡県焼津市焼津港東方沖 焼津港小川外港南防波堤灯台から真方位090° 680m付近 （概位 北緯34° 51.2′ 東経138° 20.3′）
インシデントの概要	遊漁船天陽丸は、漂泊中、本船のシーアンカーがシューピースに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 天陽丸、4.2トン
船舶番号、船舶所有者等	241-10660静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、釣り場に到着後、船首を北東に向けて機関を中立として漂泊し、船長が船首からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入したところ、パラシュートが開かず、船首が風に圧流されて右舷方に回り、伸びていたパラアンカーが右舷方の船底に潜り込んで、パラアンカーがシューピースに絡んで運航不能となった。</p> <p>船長は、航行不能と判断して海上保安庁に救助を要請し、本船は、間もなく来援した巡視艇にえい航された。</p> <p>船長は、風浪及び船体の動きを考慮し、パラアンカーを投入すべきであったと、本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、向かい風の状況下、漂泊中、船長がパラアンカーを船首から投入した際、パラシュートが開かなかったことから、船首が風に圧流され右舷方に回り、パラアンカーが風下となってシューピースに絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、向かい風の状況下、漂泊中、船長がパラアンカーを船首から投入した際、パラシュートが開かなかったため、船首が風に圧流され右舷方に回り、パラアンカーが風下となってシューピースに絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、パラシュートが開くように、風浪、潮流及び船体の状況を考慮した上、パラアンカーを適切に投入すること。 |
|--|---|